

ミシガン州：新型コロナウイルス関連情報（新たな非常事態命令を発効：1月15日まで）

（ポイント）

●ミシガン州は、1月15日まで非常事態命令（屋内外の集まりやマスク等の着用等についての措置）を延長しました。

（本文）

18日、ミシガン州保健局長官は、12月20日までとなっていた屋内及び屋外における集まり、並びにマスク等の着用等に関する州保健局長官による非常事態命令（emergency order）の内容を一部変更し、明年1月15日（金）まで延長すると発表しました。

新たな非常事態命令においては、12月21日以降は、アリーナ、映画館、コンサートホール、ボーリングスポーツ会場などリスクが低いとされる娯楽施設の条件付営業、幼稚園から高校（K-12）及び大学での対面授業の再開などが許可されています。

但し、引き続き、屋内及び屋外における集まりに制限が課され、レストランやバー等での飲食も認められていません。在留邦人の皆様におかれましては、今回のミシガン州保健局による命令の遵守に努め、引き続きマスク等の着用、社会的距離の維持等を励行し、安全の確保と関連情報の把握に努めていただけるようお願いいたします。

1 屋内の集まり

- （1）住居屋内における集まりは10人まで、2世帯までとする。
- （2）住居以外の屋内の集まりは認められない。

2 屋外の集まり

- （1）住居屋外における集まりは25人まで、3世帯までとする。
- （2）住居以外の屋外スペースにおける集まりは、
 - ①固定席でなければ25人以下で、かつ、1,000スクエア・フィートあたり20人まで、
 - ②固定席であれば25人以下で、かつ、施設の座席定員20%まで、とする。

ただし、飲食店、スーパー、空港等において一時的・偶発的に人が集まる場合や、サービス提供のための従業員と顧客が対面する場合、葬儀（最大25人）等は対象外となる。また、各施設及び責任者は、同じ住居に住まない者同士の間を6フィート（約1.8メートル）確保する必要がある。

3 特定の施設の利用

- （1）アリーナ、映画館、ボーリング場、カジノ等のリスクが低いとされる娯楽施設では以下の条件のもと利用可能。

- ① 1世帯あたり6人以下。
- ② 各世帯との間の距離を6フィート以上確保し着席。
- ③ 施設内での飲食の禁止。
- ④ スポーツを観戦するスタジアム、アリーナを除き、100人以下。
 - (2) 小売店、図書館及び美術館では、収容制限の30%を超えてはならない。
 - (3) スポーツ・ジムでは収容制限の25%を超えてはならない。また、器具利用の際には、他人と12フィート(約3.6メートル)以上を保つ必要がある。グループ・レッスンは屋内は禁止(屋外は対象外)。

4 学校、大学

(1) 幼稚園から高校生(グレード12)の対面授業が可能(但し、地域保健局及び学区の判断による)。また、身体的接触、屋内での激しい運動、マスクを着用できない場合などを除き課外活動が可能。

(2) 大学における対面授業や課外活動は安全基準が満たされる場合可能。

5 マスク等の着用

屋内外にかかわらず自身の世帯以外の人とスペースを共有する場合は、マスク等を着用しなくてはならない。ただし、健康上の理由等でマスク等の着用が免除される場合有り。

6 感染者追跡調査のための情報提供

美容関連サービスやジム等を利用する際、利用者は利用日時、氏名、連絡先の提供が求められる。また、各店舗、学校、施設等は、要請に基づき、州保健局や地域保健局に対して、当該情報の提供を行う。

7 罰則

本非常事態命令に従わなかった場合、軽犯罪法違反(6ヶ月以下懲役又は200ドル以下の罰金、若しくはその両方)や行政刑罰(1,000ドル以下の罰金)に問われることがあります。

※できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、詳細につきましては、下記の実ミシガン州政府のサイトよりご確認ください。

【ミシガン州非常事態命令】

https://www.michigan.gov/coronavirus/0,9753,7-406-98178_98455-547899--,00.html

● ミシガン州及びオハイオ州の感染者数・死亡者数(州政府発表:12月18日、括弧内は前日比)

(1) ミシガン州:感染者数 454,956 (+4,180)、死亡者数 11,274 (+66)

(2) オハイオ州:感染者数 605,862 (+9,684)、死亡者数 7,967 (+73)

なお、ミシガン州、オハイオ州の日計、累計のグラフは、当館ホームページ上で適宜更新しております。

当館ホームページトップ(新型コロナウイルス感染者数推移情報)

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

新型コロナウイルス最新情報（領事メール，医療情報など）

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00005.html

【在デトロイト日本国総領事館】

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

メールアドレス：seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

※2. 既にミシガン州、オハイオ州から転出された方については、変更/帰国届の届け出により、本メール配信は停止されます。変更/帰国届の提出については以下の URL をご確認ください（オンラインで在留届を提出されている方は、オンラインで提出ができます）。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※3. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※4. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>